

## 第71回 通常総代会挨拶



理事長 青亀 恵一

皆さんこんにちは。本日は御出席ありがとうございます。

今回も、新型コロナウイルス感染症の予防の対応処置として、書面議決も可能という形で開催させていただきます。

また、御来賓として、北条町長の手嶋様、鳥取県土地改良事業団体連合会の倉吉事務所長の柏木様をお迎えする予定でしたが、開催規模縮小の対応として出席を御遠慮していただきました。

さて、昨今の農業の後継者不足に起因する数々の農業問題が当団体の運営にも大きく影響を及ぼしつつあることは、例年皆様にお話させていただいているところでもあります。遊休農地の増加、農地の相続放棄、賦課金の滞納問題など、そして当施設の老朽化も深刻であります。

特に施設設備、機器類の老朽化については、今後の大きな課題と認識しております。既に総代会資料に添付してお渡ししておりますように、国の支援により当施設の機能診断を実施し、その結果が出ております。

その結果をもとに、現在施設設備の大規模改修の計画を始めたところでありますが、関係行政機関と協議しながら工程を検討中であります。この資料も既にお渡ししております。

改修には高額のコストがかかりますが、国等の補助を最大限に受けながら、進めてまいりたいと思っております。この改修情報につきましては、随時総代さんにはお知らせいたします。

北条町の主産業であります農業、砂丘地農業をしっかりと守り振興していくためには、当団体の健全運営は不可欠ですので、今後も一層の経営努力をしてまいります。

今回の総代会では、令和2年度の事業報告並びに収支決算等、令和3年度の補正予算、また、令和4年度の事業計画並びに収支予算等、計20議案を提案しております。

慎重に御審議していただきまして、全議案とも原案どおり承認可決していただきますようお願い申し上げます、あいさついたします。

よろしく願いいたします。

## 第71回 通常総代会開催



令和4年3月18日13時30分より、北条町中央公民館の2階講堂において、第71回通常総代会を開催しました。

今回も昨年と同様、新型コロナウイルス感染予防のため書面議決を認め、総代37人（うち書面議決9人、出席率92%）の出席を頂き、議長には北条町東園の砂川隆範総代が選出され、提出された20議案を原案どおり可決決定し閉会しました。

なお、提出議案のうち令和2年度決算及び令和4年度予算の概要は2ページと3ページに掲載しています。

※令和3年度決算は確定していますが、内部監査と総代会の承認を受けていませんので、次号で報告します。

# 功 勞 者 表 彰

## 功 勞 表 彰

(役員在職12年以上)

山下 義明 様 (西新田場)  
 金山 英文 様 (東 園)  
 荒木 政美 様 (妻 波)

(総代在職20年以上)

石田 克美 様 (田 井)  
 岩間 悟 様 (東 園)  
 竹歳 祥仁 様 (由良宿)

## 《令和2年度 一般会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 組合費	77,140,050円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	7,904,933	県、町補助金
3 財産収入	713	預金利子
4 使用料及び手数料	132,110	施設使用料、手数料
5 繰入金	4,357,822	特別会計から繰入
6 借入金	0	
7 雑収入	3,055,453	過年度未収賦課金等
8 維持管理適正化事業	10,800,000	県土連事業交付金
9 繰越金	1,463,929	前年度繰越金
10 繰替運用	16,000,000	
合 計	120,855,010	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 事務費	38,270,867円	事務費、総代会費他
2 事業費	18,073,000	維持管理適正化事業他
3 負担金	21,000	県土連負担金他
4 維持管理費	25,527,139	揚水管理費他
5 償還金及び利子	13,462,623	畑総事業償還金
6 繰出金	6,659,054	職員退職給与引当金他
7 諸費	222,979	賦課金徴収手数料他
8 予備費	0	
9 繰替運用	16,000,000	
合 計	118,236,662	

差引残額 2,618,348円は翌年度へ繰越

## 《令和2年度 決済金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 決済金	12,638,227円	農地転用地区除外他
2 雑収入	12,768	預金利子
3 繰越金	75,068,497	前年度繰越金
4 繰替運用	16,000,000	
合 計	103,719,492	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	1,357,822円	経常費他
2 繰越金	86,361,670	次年度繰越金
3 繰替運用	16,000,000	
合 計	103,719,482	

## 《令和2年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 一般会計繰入金	4,000,000円	
2 雑収入	7,992	預金利子
3 繰越金	39,847,569	前年度繰越金
合 計	43,855,561	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 退職給与金	0円	
2 繰越金	43,855,561	次年度繰越金
合 計	43,855,561	

## 《令和2年度 太陽光発電施設管理運用特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 売電収入	2,581,056円	
2 雑収入	494	預金利子
3 繰越金	7,034,741	前年度繰越金
合 計	9,616,291	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	3,000,000円	電力費に充当
2 繰越金	6,616,291	次年度繰越金
合 計	9,616,291	

## 《令和2年度 財産目録》

令和3年3月31日現在

摘 要	金 額
<b>【資 産】</b>	円
<b>流動資産</b>	
預金	2,618,214
未収賦課金	
經常賦課金	6,726,462
かんがい排水事業特別賦課金	246,745
ほ場整備事業特別賦課金	383,550
畑地帯総合整備事業特別賦課金	4,397,497
特定資産	
決済金積立金見返預金	86,361,670
職員退職給与金積立金見返預金	43,855,561
太陽光発電施設管理運用積立金見返預金	6,616,291
基本財産	
鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
修理資材	2,099,501
<b>固定資産</b>	
宅地（改良区事務所敷地）	2,032㎡
ため池・水槽（下神、由良西浜、江北）	6,956㎡
雑種地（揚水機場用地・ボックス等）	9,049㎡
山林・田・畑	2,307㎡
道路	382,404㎡
水路	6,304㎡
電磁弁用地	1,955㎡
<b>資 産 合 計</b>	<b>153,313,491円</b>

摘 要	金 額
<b>【負 債】</b>	円
<b>長期負債</b>	
日本政策金融公庫 畑地帯総合整備事業	9,542,925
<b>積立金</b>	
決済金積立金	86,361,670
職員退職給与引当金積立金	43,855,561
太陽光発電施設管理運用積立金	6,616,291
<b>負 債 合 計</b>	<b>146,376,447円</b>

## 《令和4年度 一般会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業収入	68,816千円	維持管理費、特別賦課金他
2 附帯事業収入	153	他目的使用料他
3 特定資産運用収入	20	預金利息
4 補助金等収入	13,183	補助金
5 交付金収入	12,240	適正化事業交付金
6 業務受託料収入	60	松くい虫防除
7 雑収入	1,102	過年度収入他
8 借入金収入	0	
9 特定資産取崩収入	32,320	經常費、繰替運用他
10 固定資産売却収入	0	
11 他会計繰入金	500	太陽光発電特会より
12 繰越金	0	
<b>合 計</b>	<b>128,394</b>	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業費支出	68,528千円	土地改良事業に要する経費
2 一般管理費支出	26,653	土地改良区運営に要する経費
3 借入金返済支出	3,871	畑総事業償還金
4 支払利息	22	畑総事業償還金のうち利息
5 固定資産取得支出	0	
6 特定資産積立支出	29,020	職員退職給与引当金他
7 他会計繰出額	0	
8 繰越金	0	
9 予備費	300	
<b>合 計</b>	<b>128,394</b>	

## 《令和4年度 太陽光発電事業特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 発電事業収入	500千円	売電収入
2 特定資産運用収入	1	預金利息
3 雑収入	0	
4 他会計繰入金	0	
5 繰越金	0	
<b>合 計</b>	<b>501</b>	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 他会計繰出金	501千円	電力費に充当
2 繰越金	0	
<b>合 計</b>	<b>501</b>	

※令和4年度会計より、完全に複式簿記会計へ移行するため、大幅に科目が変更されています。

また、令和3年度までの決済金特別会計と職員退職給与金特別会計は、令和4年度からは一般会計に統合し、特別会計で管理していた積立金につきましては貸借対照表上で他の資金と分けて管理するようになりましたので、こちらの予算書には金額を計上しておりません。

## ★令和4年度の組合費について

◇賦課基準日 令和4年4月1日

◇納期限

期別	賦課金種別	納期限
1期	維持管理費前期	令和4年8月1日
2期	維持管理費後期	令和4年8月31日
3期	畑総事業特別賦課金	令和4年9月30日

◇徴収金額（千㎡当たり）

イ	維持管理費	11,100円（前期5,600円・後期5,500円）	※前年度10,600円
□	畑総事業特別賦課金		
	中北条地区	1,800円	※2,730円
	中北条地区(江北暗渠)	3,650円	※4,560円

※ 畑総事業特別賦課金は今年度で償還完了となります。

## ★地区除外の取扱いについて★

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区に御相談ください。
2. 農業振興地域内では、公共事業等に伴う買収以外の農地転用（地区除外）は認められません。
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続と決済金が必要です。地区除外の手続と決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

(注) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。

### 〔令和4年度 地区除外決済金〕

1	維持管理費決済金（千㎡当たり）	191,364円
	松神地区	192,964円
	大栄地区	194,564円
2	役員現地確認日当（1申請当たり）	2,500円

## 太陽光発電の実績

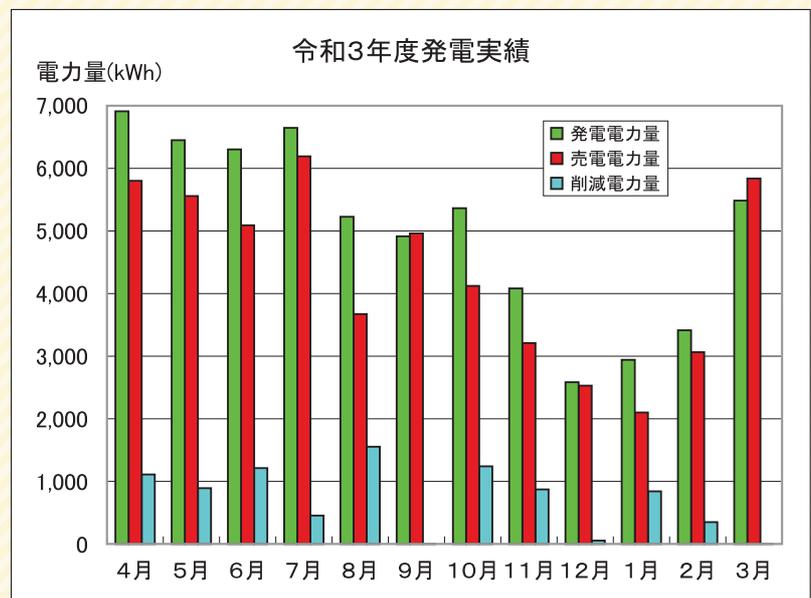
### ◎令和3年度発電実績

- ・ 設備容量：54kW(合計6か所)
- ・ 発電電力量：60,323.89kWh
- ・ 売電電力量：52,141.3kWh
- ・ 売電収入：611,218円
- ・ 削減電力量：8,182.59kWh
- ・ 削減電力費：約163,000円

### ◎平成23年3月から

#### 令和4年3月末までの実績

- ・ 総発電電力量：672,841.84kWh
- ・ 総売電電力量：569,515.3kWh
- ・ 総売電収入：25,272,004円
- ・ 総削減電力費：約2,066,000円



## ●組合費の全額納付について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。  
御希望の方は、6月中旬までに改良区に申し出てください。

## ●休耕畑の賦課金について

賦課金は、休耕畑についても、従来どおり地積割りで賦課されますので、御理解御協力よろしくお願  
いいたします。

## ●口座振替及び振込入金の領収書について

口座振替及び振込入金の方は、通帳記入をもって領収書にかえさせていただいております。

## ●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行・山陰合同銀行で取り扱っております。

組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利  
な口座振替を是非御利用ください。口座振替の手続には1か月程度かかります。お早めにお申し込みく  
ださい。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行・山陰合同銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続が必要です。

御希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

## ●こんなときは必ず手続をお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出てください。

土地改良法 第43条の規定により、組合員には資格得喪の通知義務が課されています。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員の死亡 2. 土地の売買・譲渡 3. 住所や氏名の変更 4. 農業者経営移譲年金を受給

※農地を相続・取得された場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐこと  
になります。

このため、賦課金の滞納金がある場合は、相続・取得された方にそのまま引き継がれますので御注意  
ください。

## ●賦課金の期限内納入のお願い

北条砂丘土地改良区賦課金は、期限内に納入されるように御協力をお願いします。賦課金を期限内に  
納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状を送付します。督促状には100円の督促手  
料が加算されます。

また、年初めに、未納のある組合員に送付する「納付催告」には年14.6%の延滞金が加算されますので  
御注意ください。

## ●滞納処分について

組合費を滞納した場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、土地改良法第39条により  
滞納処分の法的手続をとり、財産を差し押えることがありますので、御注意ください。

原則として、財産の差し押えを行うに当たり、事前予告や本人の同意は必要としません。

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」はいつでも財産  
を差し押さえることができるとされています。

令和3年度は、**10件の滞納処分を行いました。**

今年度も滞納処分を行う予定ですので、未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。

# 畑かん施設の更新について

以前より広報誌でもお知らせしておりますとおり、当改良区が管理している畑かん施設、特に基幹施設である揚水ポンプや付随する電気通信設備等の多くが造成から35年以上が経過し、耐用年数を超過しているため、更新の時期を迎えています。

そのため、平成30年度から令和2年度にかけて、国の補助事業により施設の機能診断を行っていただきましたが、ほとんどの基幹施設が老朽化に伴い早急な更新が必要であるという結果でした。

現在は定期的な整備補修を行い、機能の維持に努めていますが、いつ大きなトラブルに見舞われ散水ができなくなってもおかしくない状況です。

軽微な故障につきましては、技術職員により即時対処できるものもありますが、やはり施設の更新を行っていく必要があります。

このたび、鳥取県より新たな補助事業の提案があり、令和6年度実施に向けて今年度より基礎調査を行うこととなりました。

事業実施につきましては、組合員の皆様の御負担も必要となりますが、理事会でなるべく有利な方法を検討し、御提案させていただきたいと考えております。

現時点での事業概要と計画工程表は以下のとおりです。

## 事業概要

事業名	農山漁村地域整備交付金事業
地区名	北条砂丘地区
事業工期	令和6年度～令和13年度
受益面積	588ha
内容	設備更新1式

## 北条砂丘地区 工程表

区分	負担割合	事業費	令和4年度	令和5年度	令和6～13年度
【1期調査】 事業化基礎調査	国 100%	23,000千円	――		
【2期調査】 事業計画書作成	国 100%	9,000千円		―― 採択申請	
【施設更新事業】 実施設計・工事	国：県：町：地元 50：29：14：7%	2,000,000千円			―― R7着工予定

## 技術職員はこんな仕事をしています。



毎日、全ての施設を点検します。ポンプの運転音や臭いなどで、施設の異常をいち早く発見し、安心して農業用水を供給できるよう努めています。



揚水ポンプの調整をしています。日常点検でのわずかな異常も見逃さず、原因を究明し速やかに対処します。経験がないとできない仕事です。



幹線水路の空気弁を点検しています。空気弁にゴミが詰まると水漏れの原因になります。冬季には37か所ある幹線水路の空気弁をすべて分解点検しています。



自動散水を行う電磁弁は、内部の泥汚れが原因で止まらなくなることがあります。約1,200個の電磁弁を計画的に3年間で全数分解点検しています。



電磁弁を制御するケーブルが落雷等で断線することがあります。故障区間を特定し予備ケーブルに繋ぎ直します。



一部地域で使用されているポリパイプは、水道業者での修理が困難なため、改良区で有償修理を行います。